

【令和 7 年度 第 4 回新潟県最低賃金専門部会 議事録】

1 日 時 令和 7 年 8 月 6 日 (水) 13:00~14:00

2 場 所 新潟美咲合同庁舎 2 階 新潟労働局 会議室

3 出席者

公益代表委員 佐々木部会長、長谷川部会長代理、磯部委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、竹越委員

事務局 中井労働基準部長

金丸賃金室長、金安賃金室長補佐、石田賃金係長

4 議題

(1) 新潟県最低賃金の改正について

(2) その他

5 資料

配布資料のとおり

6 議事内容

[事務局] 賃金室長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 4 回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

最初に、定足数について申し上げます。本日は、労働者代表委員の櫻井委員が所用のため欠席となっております。ご出席を頂いておりますのは、公益代表委員の方 3 名、労働者代表委員の方 2 名、そして使用者側を代表した委員の方 3 名、合計 8 名の委員の方にご出席を頂いております。こちら委員定数 9 名いるのですけれども、3 分の 2 以上の 6 名以上の出席が認められますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、同令第 6 条第 6 項の規定によりまして、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本会は公開となっております。本日は、10 名の傍聴者の方がおられます。報道関係の方は 2 社 2 名の方が傍聴されております。

それでは、議事進行は部会長にお渡しいたします。

[佐々木部会長]

それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからは議事に入りたいと思います。まずは議題（1）「新潟県最低賃金の改正について」です。最初に、事務局より連絡事項をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

他局の審議状況を説明させていただきます。

栃木県のほうで審議が終了し、64円ということで全会一致、10月1日発効ということの連絡が入っております。現在、入っているのは1県でございます。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

ただいまのご報告、説明に関しまして、何か質問はございますでしょうか。

それでは、入ります。

第3回まで審議をこれまで重ねてまいりまして、労使双方からご主張を頂きました。残念ながら金額の一一致は見られませんでしたので、ここで公益委員見解を出させていただき、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、事務局からお配りいただきました新潟地方最低賃金審議会専門部会公益委員見解という資料がお手元にございますでしょうか。

本専門部会といたしましては、労使の主張を踏まえまして、全会一致に向けて努力してきたところでありますが、一回目から、最終的に意見の一致をみませんでした。

そのため、部会長として公益委員見解を本専門部会に提示いたします。

それでは、これより、今ほど提示いたしました公益委員見解で示した結論、すなわち今年度の改定額につきましては、65円引上げまして1,050円とすること、及び政府への要望に係る附帯決議を踏まえて作成した、本専門部会の報告書について採決を行いたいと思います。

ただいまから、採決する報告書案を配布いたしますので、暫くお待ちください。

[佐々木部会長]

お手元に報告書案がございますでしょうか。この報告書案は、その中に別紙1と別紙2

の政府への要望が配られたと思います。また、別紙 3 は生活保護との比較になります。

お手元に揃っているかどうか、今一度ご確認ください。

[佐々木部会長]

次に採決に関しましてご説明いたします。採決は昨年同様 3 回に分けて行います。

1 回目は改定金額を 1,050 円とする別紙 1 と生活保護との比較をする別紙 3 を一緒に。

2 回目は政府への要望に係る附帯決議の別紙 2 を。

最後に 3 回目といたしまして全体を一括して採決を行うというようにしますが、よろしいでどうか。

それでは、1 回目の採決を行います。まずは、別紙 1 と別紙 3 について、賛成の方、挙手をお願いします。事務局のほうで数を数えてください。

[事務局] 賃金室長補佐

確認をいたしました。4 名となります。

[佐々木部会長]

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

確認をいたしました。3 名となります。

[佐々木部会長]

ありがとうございます。

それでは、もう一度、確認をいたします。賛成が 4 名、反対が 3 名でしたので、改定額 1,050 円を内容とする別紙 1 と、生活保護との比較の別紙 3 については、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項が準用する最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定により、過半数以上の賛成と認められますので、65 円引き上げ 1,050 円に改正すべきであると、本審に報告することに決定をいたします。

続きまして、2 回目の採決を行います。政府への要望にかかる附帯決議の別紙 2 に賛成の方、挙手をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

確認をいたしました。7名となります。

[佐々木部会長]

ありがとうございます。

それでは、政府への要望にかかる附帯決議の別紙2につきましては、7名全会一致と認められますので、本別紙2を報告書の政府への要望にかかる附帯決議として、本審に報告することに決定をいたします。

続いて、3回目の採決を行います。報告書案全体を一括して賛成の方、挙手をお願いいたします。

[事務局]賃金室長補佐

確認をいたしました。4名となります。

[佐々木部会長]

ありがとうございます。

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

[事務局]賃金室長補佐

確認をいたしました。3名となります。

[佐々木部会長]

ありがとうございます。

賛成が4名、反対が3名ですので、最低賃金審議会令第6条第6項が準用する最低賃金審議会令第5条第3項の規定より、過半数以上の賛成と認められますので、本専門部会報告書案につきまして、本審に報告するということに決定をいたします。

これまで集中してのご審議、ご協力に感謝を申し上げます。

それでは、事務局に議事をお返しいたします。

[事務局]賃金室長補佐

ご審議のほう、どうもありがとうございました。

それでは、労働基準部長のほうからあいさつをさせていただければと思います。

[事務局]労働基準部長

労働基準部長の中井でございます。

新潟県最低賃金専門部会、長きにわたりご審議、ありがとうございました。

この場を借りまして、感謝を申し上げます。

労使の委員におかれましては、各団体を代表して、非常に厳しい判断をなされたと思います。また、公益の委員の先生方におかれましては、労使の隔たりが多い中、目安金額を上回るプラス2円と、65円ということで、最終的には部会長のほうへ答申いただくという結果になりました。非常にご苦労されたと思います。この場を借りて、重ねて感謝申し上げます。

以上で、私から最後の感謝を述べさせていただきました。

今まで誠にどうもありがとうございます。

[事務局]賃金室長補佐

それでは、事務局からこれからのお予定についてご説明をいたします。

改定額のほうが決定をいたしましたので、本日、午後2時半から第3回本審をこの会場で開催いたします。

それでは、以上をもちまして、第4回専門部会を終了させていただきます。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。